

主 要 事 項

I 東京港の機能強化について

1 外貿コンテナふ頭の整備

中央防波堤外側で整備が行われていた中央防波堤外側コンテナふ頭の Y1 ターミナルは、平成 29 年末に営業を開始した。Y2 ターミナルは、昨年、再公募による借受予定者が決定し、来春の事業開始に向けたヤード整備が進められている。今後、整備が計画されている Y3 ターミナルが完成することにより、大幅なコンテナ貨物取扱施設能力の向上が期待される。

① 中防 Y1 バース

水深—11m 岸壁延長 230m ヤード約 11.6ha
コンテナクレーン 3 基 (16 列対応)

② 中防 Y2 バース

水深—16m 岸壁延長 400m ヤード約 18.0ha
コンテナクレーン 3 基 (22 列対応)

③ 中防 Y3 バース

水深—16~16.5m 岸壁延長 400m ヤード約 23.2ha

また、大井、青海の既存のコンテナターミナルでは、コンテナ船の大型化に伴う荷役に対応するため高スペックのガントリークレーンへの更新が行われている。

2 内貿ふ頭の整備

増加する内貿のユニット貨物や RORO 船の大型化に対応するため、内貿ふ頭において、ユニットロードターミナルの再整備が実施されている。

(1) 10 号地その 2 ユニットロードターミナルの整備

10 号地その 2 西側ふ頭の機能向上を図るため、ユニットロードターミナル整備が行われており、新 1 号上屋南側が平成 29 年の供用を開始に続き、新 1 号上屋北側が整備される予定となっている。

・延床面積 約 9,300 m²(南側) 約 11,900 m²(北側)

(2) 品川内貿ふ頭の整備

RORO 船の大型化や内貿ユニット貨物の需要増に対応するとともに、岸壁の耐震化を図るため再整備が実施されている。

・岸壁 S1・S2 (耐震 460m) 水深—8m→—8.5m 整備済
・岸壁 S3 (耐震 230m) 水深—8m→—8.5m 整備中

3 道路ネットワークの整備

(1) 臨港道路南北線及び接続道路の整備

中央防波堤外側地区で整備されている外貿コンテナ埠頭や港湾関連施設などの整備により、この地区において交通需要がますます増大することが予想される。また、この地区は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会競技会場としても利用されることから、現在、中央防波堤外側地区から10号地その2ふ頭を南北に結ぶ臨港道路南北線及び接続道路が令和元年度末の完成に向けて整備が進められている。

- ・南北線延長 約2.5km
- ・車線数 4車線
- ・構造 トンネル（トンネル2.0km、掘割0.5km）

(2) 国道357号線東京港トンネルの整備

国道357号線大井トンネルも、西行き（お台場から大井ふ頭行き（横浜方面））が平成28年3月26日に開通した。東行き（大井ふ頭からお台場行き（千葉方面））も令和元年5月開通に向けて整備が進められている。

II 早朝ゲートオープンの取組み

1 経緯及び実施状況

東京港の各コンテナターミナルでは、施設規模に比較してコンテナの取扱量が急速に増加し、既に施設の想定能力を超えている状況にあるため、ヤード内の安全作業及び道路渋滞対策が大きな課題となっていた。夕方から夜間にかけて集中するコンテナ車両の一部を朝方にシフトすることによって夜間作業の負担を軽減させ、ピーク時間の平準化とCY荷役の効率化に寄与することを目的として、労働組合の協力を得て、平成23年12月から平日午前8:30のゲートオープンを午前7:30に1時間繰り上げて実施している。

この結果、構内の作業動線や荷繰り作業のうえで荷役の安全性が更に確保されるようになったとともに、道路渋滞や混雑の著しい17時以降のゲート処理台数が約2割減少するなど、夜間のゲート処理の短縮化に効果を発揮している。

この事業への参加は自由とし、実施の時期や曜日、取扱コンテナ種別などは参加ターミナルの自主的な判断・選択の中で行うなど、ターミナルの主体的な取組みを保障する仕組みで行われている。

平成30年度においても同様に実施し、確実な効果を発揮している。

2 実施内容

(1) 実施時期

- ・実証実験

第1期 平成23年12月5日～平成24年2月29日（3か月）

第2期 平成24年3月1日～平成25年3月31日（13か月）

- ・本格実施

平成25年4月1日から実施

(2) 実績

（単位：個）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取扱個数	49,751	52,710	59,780

Ⅲ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組み

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催により予測される当協会会員の業務への諸問題に対して適切な対応が図れるよう、平成29年2月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進対策特別委員会」を設置し、平成29年4月には、同委員会の下に、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進対策委員会」を設置し、物流への影響等を低減させていくため具体的な検討を行うこととした。

1 委員会の開催

平成30年度に、次の委員会を開催して情報共有を図った。

① トライアスロン競技の概要等について（平成30年5月15日）

② 大会輸送影響度マップについて（平成30年12月17日）

お台場海浜公園での競技の実施について（同上）

同大会トライアルの協力について（同上）

③ 大会の取組状況について（平成31年3月5日）

大会に向けて港湾物流トライアルについて（同上）

2 外部会議への参加

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部や（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催する次の会議に参画し情報収集を行った

① 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に係る
交通輸送円滑化推進会議

（平成30年5月25日・平成30年11月13日）

② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会輸送連絡調整
会議

（平成30年4月12日・平成30年11月6日・平成31年3月27日）

IV 災害等への取組み

熱中症からの健康被害の防止し、発災時の実効性を確保するため、次の取組みを行った。

1 熱中症予防対策

各社が実施している熱中症予防対策をアンケートにより把握するとともに、「熱中症対策連絡会」を開催し、熱中症の応急対応や対策について講習会を開催した。(平成 30 年 5 月 31 日)

加えて、会員各社に対して、熱中症対策用物品の紹介を行うとともに、試験的に熱中症対策物品の配布を行った。

2 防災訓練

港運 3 団体による東京港運災害対策本部を設置し、2 回にわたって情報伝達訓練を実施するとともに、2 回目の訓練は東京都港湾局現地対策本部の実施する訓練と日程を合わせ、港湾局訓練にも参加することにより発災時の実効性を確保した。

第 1 回港運 3 団体情報伝達訓練 (平成 30 年 9 月 13 日)

東京都港湾局現地対策本部訓練及び第 2 回港運 3 団体情報伝達訓練 (平成 31 年 2 月 28 日)

また、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震の被害に対し、それぞれ義捐金 100 万円、50 万円の支援を行った。

V 改正労働基準法への対応

働き方改革に伴い労働基準法が改正され平成 31 年 4 月から適用となる (中小は令和 2 年 4 月から適用) ことに伴い、社会保険労務士の濱田京子氏を協会顧問として協会会員企業の相談体制を整えるとともに、平成 31 年 1 月 22 日及び 23 日に「働き方改革に関する講習会」を実施して、改正労働基準法の労働時間の上限規制への対応を行った。

VI 水上交通活性化の取組み

当協会では検討を進めている新たな水上交通ネットワークの構築への取組みについては、昨年度に引き続き、水上タクシーを活用し、都の舟運の活性化事業に協力しながら、会員や関係機関向けの試乗会を実施した。加えて、人だけでなく、舟運による物の輸送の可能性についても検証している。

引き続き、東京都をはじめ多くの行政機関や舟運を担う関係者と連携し、東京港の新たな発展に向け努力していく。